

ステューデントスキル教育；社会からの要請に焦点化した分野の教育を初年次セミナーに組み込み全学必修化とした経緯

坂井美日・的場千佳世・河邊弘太郎・中筋健吉・渡邊 弘・藤村一郎・富山清升*

*：責任著者

共通教育センター初年次セミナーワーキング・グループ；

鹿児島大学総合教育機構共通教育センター

鹿児島市郡元1丁目21-24

e-mail: Tomiyama, Kiyonori k2490509@kadai.jp

キーワード：ステューデントスキル、全学必修科目、焦点化教育、教養科目

要旨

ステューデントスキル教育とは、研究倫理・キャリア・情報セキュリティ・消費者・人権・知財・主権者・租税・依存症対策等、「社会からの要請に焦点化した」「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育」の総称である。鹿児島大学においては、2019年度に、このステューデントスキル教育を初年次必修科目（初年次セミナー）に導入することが決定された。その当初の案は、(1) 倫理関連分野、(2) キャリア教育分野、(3) 法務関連分野について2コマずつ、計6コマを必修化するというものであった。しかし、それを実行に移しそうとした矢先、COVID-19の影響により授業計画を変更せざるを得ず、2020年度後期現在は、計4コマに圧縮されている。

I. はじめに－「ステューデントスキル教育；社会からの要請に焦点化した分野の教育」とは何か、大学生に教授する必要性

ステューデントスキル教育（焦点化教育）と呼ばれる教育分野は、元々は、文科省が初等中等教育で推進していた教育分野であり、それが大学にまで拡大して導入を求められてきた分野でもある。ステューデントスキル教育は、焦点化教育とも呼び習わされてきたが、これは、その方面の教育分野の内部のみで通じる単語であり、一般には字面から意味が解らないため、以下は、すべてステューデントスキル教育という呼称で統一する。

大学教育においては、現在、教育の質を保証するための取り組みが社会から強く要請されているが、社会が大学に期待する「教育の質」は多種多様であり、いくつかのグランドデザインが答申されている。

初年次教育においては、「学部段階において、初年次教育でプレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法、作文の技法を身に付けるためのプログラム。社会からの強い要請のある諸分野の社会的常識を身につけさせるプログラム」が重視されている。

この中で、ステューデントスキル教育（焦点化教育）とは、「社会からの要請に焦点化した教育」、もしくは、「個別のいわゆる現代的な課題やテーマに焦点化した教育」と呼称されてきた教育分野の名称である。

具体的には、「研究倫理教育」、「キャリア教育」、「情報セキュリティ教育」、「消費者教育」、「人権教育」、「知財教育」、「主権者教育」、「租税教育」、および、「ギャンブル等依存症対策教育」等々の内容が挙げられる。

II. スチューデントスキル教育の各分野に関する解説

スチューデントスキル教育とされる分野には非常に多種多様な教育分野が含まれるため、下記にその概要を解説してみる。

II-1 研究倫理教育

論文文章の盗作や、研究費の流用、他人の研究成果の盗用といった研究不正行為は、過去も現代も発生している大きな問題である。研究倫理教育とは、これらの研究不正行為を未然に防止する取組のひとつとして、社会人に求められる倫理規範を修得するための教育として位置づけられる。

II-3 キャリア教育

キャリアとは「就職」を意味するものではなく、「個人が生涯を通じて経験する活動や役割」、すなわち私たちの生き方の総体を指す。したがってキャリア教育とは個人が社会的・職業的に自立し、主体性をもって自らの道（キャリア）を歩んでいく力を身につけさせるものである。

II-4 消費者教育

現代社会では、食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものになっている。国民の消費者問題に対する関心の高まりを受け、消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な法令や環境の整備が進められている。消費者教育は、国民の一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むために重要な役割を担うものとして位置づけられるものである。

II-5 租税教育

租税教育とは、デモクラシーの根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的とするものである。

II-6 シティズンシップ教育

シティズンシップにはいくつかの訳語がある。例えば「市民性」や「主権者」であるが、他方で「社会共同性」とも訳されるために、前記二語ではカバーできない内容を含む大きく重要な概念である。シティズンシップ教育とは、単にポリティカルリテラシーを身につけさせるということにとどまらず、他者理解をすすめて社会的連帯をはかり、デモクラシーを支える独立した個人を育成するものである。したがってキャリア教育や租税教育と密接不可分の教育内容も持っている。

II-7 人権教育

人権教育とは、世界のどこでも個人の人権が大切にされ、守られる社会を目指す教育である。社会的少数者への認識を深め、差別に反対し平等な社会を築くことを目指す教育とも言える。現代、インターネットの発達により、個々人が気軽に考え方を公開可能になった結果、他者の人権を考慮しない発言が目立つようになってきた。この結果生じてきたヘイトスピーチに代表されるような社会的弱者の人権を踏みにじる行為を、何故行ってはならないのか、といった基本的な教育も目指している。

II-8 知財教育

特許に代表されるような知的財産権利、文章・デザイン・画像・音楽・音声などの著作権は、19世紀から保護の対象となってきた。現代社会においては、インターネットの急速な普及により、これらの権利を簡単に犯してしまう弊害が著しくなった。知財教育とは、これらの権利の保護と啓発を目的とした教育と位置づけられる。

II-9 薬物・アルコール・ギャンブル等依存症対策教育

麻薬等の薬物中毒、アルコール依存症、ギャンブル依存症等は古くて新しい社会問題である

が、現代社会では、これらに加えて、ゲーム依存症やインターネット中毒、買い物依存症、窃盗癖なども病的な依存症の一形態として取り上げられるようになってきた。これら一連の依存症に関する知識を身につけ啓発するための依存症対策教育が求められるようになってきている。

II-10 デザイン思考教育

「デザイン」という概念は芸術分野の具体的物体に対してだけではなく、ビジネスなどの事象に対しても活用され、その有用性が広く認知され始めている。ビジネス系人材がデザイン思考を身につけることや、芸術系大学でビジネス・テクノロジーの基礎を学びその能力を活用していくことが重要視されは始めている。一部の大学では、デザイン思考を応用した「イノベーションの起こし方」を学ぶための教育プログラムや、グローバル戦略を練り、社会的価値や経済的価値を付加する能力を学ぶ教育が行われている。

II-11 環境教育

1990年代のIGBP（International Geosphere-Biosphere Programme：地球圏・生物圏国際協同研究計画）の研究推進に伴い、地球温暖化・生物多様性・オゾン層破壊・稀少野生生物保全・砂漠化・酸性雨・環境ホルモン・森林破壊・海洋汚染、等々のいわゆる「地球環境問題」が汎世界的にクローズアップされるようになった。その結果、世界的に環境問題を次世代に向けて教育する必要性が唱えられるようになった。このような国際的な状況に鑑み、日本の大学でも環境教育を教授する必要性が重視されることになり、加えて、環境関連の学部学科が、全国各地の大学において創設されるようになった。

II-12 原発推進教育

2011年の3・11東北関東大震災で福島第1原子力発電所における過酷事故が発生する以前の時代は、政府主導の政策として、盛んに原子力発電の推進がさげばれ、原子力発電に対する理解を深めようとするキャンペーンが張られていた。教育分野でも小中高等学校で原子力発電を理解する教育が一部で取り入れられていた。これは、大学の場合でも例外ではなく、原子力発電の理解を深める教育が文科省主導で推進された時期がある。しかしながら、原発推進教育の推奨は、2011年の3・11事故を境にして沙汰止みになった。

II-13 自校教育・学史教育

自らが所属する大学の歴史や文化を学ぶことで大学生としての自覚を促そうという教育は私立大学を中心に昔から行われてきた。一部の大学では1年次の必修分野として自校教育とか学史教育という名称で実施されている。例として、北海道大学では、入学時の新入生に対し、大学の寮歌「都ぞ弥生に」を覚えさせる教育が行われており、応援団がその指導にあっている。お茶の水女子大学の「お茶の水女子大学論」では、本学の歴史と現在を学ぶことを通じてキャリア形成を目指す教育を行っている。

II-14 情報セキュリティ教育・情報倫理教育

昨今のコンピュータ技術やインターネットの整備に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：social networking service）や電子化された情報を扱うことが日常生活の中で必須の条項をなっている。そのような状況下において、自分の管理するパソコンやスマートフォンがコンピュータ・ウイルスに感染したり、乗っ取りに遭ったりした結果、周囲に多大な迷惑や被害を及ぼす事例も多発している。また、SNS上では簡単に自分の書き込みが行えてしまうために、偽情報の書き込みや誹謗中傷の書き込みも絶えない。このため、コンピュータのインターネット上での管理を学ぶ情報セキュリティ教育や、主としてインターネット上での文章書き込みの作法を学ぶ情報倫理教育の必要性が指摘されている。

以上、ステューデントスキル教育と呼ばれる教育分野の概要を解説したが、鹿児島大学では、一部のステューデントスキル教育は、多くの選択科目で既に取り入れられている分野もあり、研

究倫理教育、各種依存症対策教育や情報セキュリティ教育のように全学必修化されている分野もある。

Ⅲ. 全国の大学のステューデントスキル教育導入の実態

鹿児島大学にステューデントスキル教育導入するにあたり、全国の大学における先例を調査することになった。2019年5月22日（水）～24日（金）の日程で大分市において「12大学教養教育実施組織代表者会議」、および、「国立大学教養教育実施組織会議」が開催された。この会議において、ステューデントスキル教育に関する情報提供を各大学に求め、多くの全国の国立大学のステューデントスキル教育導入の現状を知ることができた。

その結果、多くの国立大学において、必修科目、選択科目を問わず、既にステューデントスキル教育を、多くの大学が導入している状況が判明し、鹿児島大学の導入の遅れが浮き彫りとなった。

Ⅳ. 2019年度初頭における鹿児島大学のステューデントスキル教育に関する状況と授業組み込みの方向性

2019年年度委初頭の段階では、鹿児島大学においては、ステューデントスキル教育という概念が教員の間でも認識されていない状態であった。このため、ステューデントスキル教育という認識での授業は行われてはいなかったが、調査の結果、一部のステューデントスキル教育の内容は、主に選択科目として、各種の授業の中で既に行われており、一部は必修科目の中で教授されていることが判った。その内容を下記に紹介する。

研究倫理教育：全学必修科目「初年次セミナー」の中で1コマを使って研究倫理教育が教えられている。また、全学必修科目ではないものの、一部の選択科目において研究倫理に関する内容は教えられている。医学部や歯学部においては、医療倫理教育が必修科目として行われている。また、大学院においては必修科目として研究倫理教育が行われている。

キャリア教育・消費者教育・租税教育：一部の選択科目では、キャリア教育「キャリアデザイン」、「税と法律」、「現代の日本の政治」、「簿記入門」、「現代企業経営論」、「大人になるための政治学」、および、「地域キャリア関連科目群」などと共にこれらの教育は、市民生活に必須の事項として、既に教えられており、これらの授業に対する評価も高い。

主権者教育・人権教育・知財教育：教職必修科目となっている「日本国憲法」、教養科目の「著作権とビジネスコプライアンス」、「アイデア・発明から特許へ」、「市民として生きる知恵」、「現代社会を考える」、「税と法律」、「キャリア・恋人・コミュニケーションの社会学」、および、「自己理解・他者理解と障害理解」等の一部の法学関連の選択科目において、これらの内容は教えられている。一部の学部では、新入生オリエンテーションの一環として、1コマを使って人権教育が行われている。

自校教育：鹿児島大学は、1949年に多数の旧制学校が統合されて成立した大学である。特に旧制第七高等学校造士館以来の約120年の歴史があり、独特の多数の寮歌も存在するが、在校生は、それらの歌をほとんど知らない。また、鹿児島大学は幾多の人材も輩出しているが、これらの卒業生が培ってきた鹿児島大学独自の精神の継承も希薄である。「鹿児島大学において、自校教育を教えることは、愛校精神の醸成という事ではなく、大学生としての自覚を持たせるという意味において一定の意義を持つであろう」、という観点のもとに、一部の学部では、正規授業ではなく、ホームページ上で大学の歴史紹介や寮歌紹介が行われている。初年次生向けの必修科目「大学と地域」では、自校教育として、有名人卒業生の紹介が行われている。共通教育の選択科目として、「稲盛和夫の経営哲学 (I)」、

「進取の精神を学ぶ」、「稲盛哲学：稲盛研究の最高峰が伝授」、および、「稲盛和夫のベンチャー企業論」でこれに類する教育が行われている。

原発推進教育：鹿児島大学にも原発推進教育の導入が諮られた事が一部の学部ではあった、しかし、原発推進教育の導入は行われなかった。それでも、2011年3・11福島第1原子力発電所の過酷事故の後においても、2016年頃、大学生に原子力発電の理解を推進する教育プロジェクトが、研究費付きで某電力会社から持ち込まれた。一部の学部では具体化が提案されたが、識者の反対により断念された、という経緯があった。

薬物依存症対策教育・飲酒対策教育：鹿児島大学においては、既に、1年次必修科目となっている「体育・健康科学理論」において教授されている。

環境教育：共通教育センターの教養教育として、環境関連の分野は、選択科目として、複数の科目が開講されており、多くの学生が受講している。「人間と環境の心理学」、「環境と進化の科学」、「化学と環境」、「自然学校へ行こう」、「自然環境保全と世界遺産」、「身近な話題の生物学」、および、「放射線とくらし・地域」、などで教えられている。

情報セキュリティ教育・情報倫理教育：鹿児島大学においても10年程前から必要性が指摘されていた。平成23年（2011年）7月、文科省の意向を受けた当時の教育担当理事からの指示により、情報セキュリティ教育が全学必修化されることになった。この指示を受け、平成23年度（2011年）第4回情報科学専門委員会議において、「情報活用基礎における情報セキュリティ講義の要請について」という議題が上程され、承認・実施された。全学必修科目となっている「情報活用」において、「情報セキュリティ教育&情報倫理教育」1コマ程度が情報活用に導入され、既に実施されている。現在も、情報セキュリティ教育は、各学部で1年次前期に開講されている必修科目「情報活用」において、1コマ程度の時間を使って、必修分野として教授されている。教職科目として導入している学部では2コマ程度の時間を使って教えられている。一部の学部では専門課程においても情報倫理教育が必修化されている。また、共通教育課程の選択科目として、「情報リテラシー」、「情報セキュリティ入門」、および、「情報セキュリティモラル」等の科目で一部情報セキュリティ教育が行われている。

ステューデントスキル教育を全学必修化する計画にあたり、新たな科目を立ち上げる案も検討した。しかし、現在の共通教育課程の時間割には、これ以上、新科目を挿入出来る余裕はない。さらに、新たに科目を立ち上げるとなると、担当教員の確保を必要である。現在、共通教育センター所属の教員は、年間の担当授業科目数が、90分授業16コマで1科目の授業を、少ない人でも11科目程度も持っており、これ以上の負担増は無理である。全学の各学部教員に対しても、更なる共通教育の授業負担のお願いも難しいと判断された。従って、ステューデントスキル教育は、新たな科目の立ち上げではなく、既存の全学必修科目のどれかに組み込む案を検討することになった。共通教育過程の科目のうち、必修科目に指定されている科目は、「語学」、「体育・健康科学理論」、「異文化理解」、「情報活用」、「初年次セミナー」、および「大学と地域」等である。本学における必修科目の教授内容、および、他大学におけるステューデントスキル教育の実施状況も考慮した結果、必修科目群中で、「初年次セミナー」にステューデントスキル教育を組み込む案が最も適切であろうという結論になった。

V. 2019年4月に教育担当理事にステューデントスキル教育の導入に関して説明する。

ステューデントスキル教育の全学必修化の作業を共通教育センターが担っていく作業計画は、2018年度末、前任の共通教育センター長からの引き継ぎ事項であった。

ステューデントスキル教育の全学必修化の作業に着手するにあたって、共通教育センター執行

部の内諾は得ていたが、全学必修化を実行に移すためには、最終的には学長決裁に基づく機関決定にまで持って行かなければならない。このため、事前に教育担当理事の内諾も得ておく必要があった。共通教育センターが所属する鹿児島大学総合教育機構を統括する機構長は、教育担当理事が兼任している。このため、2019年4月22日（月）、桑原共通教育センター長の斡旋により、武隈教育担当理事に、ステューデントスキル教育の内容を解説し、全学必修化の必要性を説明申し上げた。その結果、教育担当理事より、DS教育の全学必修化を進める快諾を頂いた。この方針を受け、共通教育センターが、ステューデントスキル教育の全学必修化の具体案策定を推進していく方向性が定まった。

VI. 鹿児島大学でステューデントスキル教育を全学必修化する意義

共通教育センター内にセンター長の指示により設置された初年次セミナー改革ワーキンググループ（以下、初年次WGと略す）は、2019年4月の発足以来、年度半ばまでに10数回の会議を経て、初年次セミナーの改革案を答申し、一部は実施してきた。ステューデントスキル教育の全学必修化の検討作業もこの初年次WGで行うことになった。

数年前から、全国各地の大学における初年次教育で取り上げられつつある「ステューデントスキル教育」を鹿児島大学に導入する意義に関して、初年次WGとしての考え方を下記に取りまとめた。

鹿児島大学における初年次教育では、全学必修の初年次教養科目として「初年次セミナー」「異文化理解」「大学と地域」「情報活用」「体育・健康科学理論」等の基礎科目を実施してきた。特に「初年次セミナー」においては、口頭発表と作文の基礎的能力を身につけさせる教育を実施してきた。

上記グランドデザインの「初年次教育の具体的内容」に示されているもののうち、鹿児島大学においても以下のものについては現行の「初年次セミナー」で一定程度実施されているといえる。

- (1) レポート・論文の書き方などの文章作法を身に付ける
- (2) プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法を身に付ける
- (3) 学問や大学教育全般に対する動機付け
- (4) 論理的思考や問題発見・解決能力の向上
- (5) 大学内の教育資源（図書館を含む）の活用方法を身に付ける
- (6) ノートの取り方
- (7) 将来の職業生活や進路選択に対する動機付け・方向付け
- (8) 社会の構成員としての自覚・責任感・倫理観育成
- (9) メンタルヘルス等、精神的・肉体的健康の保持
- (10) 学生生活における時間管理や学習習慣を身に付ける

上記の項目のうち(9)は「体育・健康科学理論」として既に必修科目の中で取り挙げられている。そして、(7)、(8)、(10)の項目が、ステューデントスキル教育に該当する。倫理教育に関しては、「初年次セミナー」の中で1コマを使って既に教授されているが、内容的にはかなり不足している。

鹿児島大学の初年次教育において、必修科目として特に不足している内容は、「職業生活や進路選択に対する動機付け・方向付け」および「社会の構成員としての自覚・責任感・倫理観育成」の2分野であろう。これらの分野は、大学卒業生として身につけておくべき社会的能力（ステューデント・スキル）の重要項目として位置づけられる。

ステューデントスキル教育に取り上げられている内容には、法律・省令・通達などで法的に定められた事項も多く、それらの知識を身につけることは、主権者としての義務でもある。

また、鹿児島大学の学生・教職員が、著作権問題やハラスメント問題で不祥事を引き起こした場合、それらの事項に関する防止策を大学が採っていないという事態になった場合、大学として

の説明責任が果たせない。事実、ある私立大学の学生による著作権法違反行為の不祥事では、マスコミからの追求が行われ、大学側が窮地に陥るといった事件も生じている。

鹿児島大学では、実際にいくつかの学部でハラスメント（いじめ）の事象が生じ、ある学部ではその防止策として学部新入生向けに指導授業を1コマ必修授業として課している。大学全体としても被害者・加害者が生じないような方策を採らねばならない。

鹿児島大学では、ステューデントスキル教育の分野において、「キャリアデザイン」、「消費者教育」、および、「工業倫理教育」等、独自の授業が一部の選択科目として教授されている。これらの授業経験を全学必修科目としてのステューデントスキル教育に利用しやすい環境にある。

いくつかの学部では、「倫理教育」や「著作権教育」等の最低限のステューデントスキル教育は現行でも行われている。そのような学部教育に繋げていく意味で、初年次教育にステューデントスキル教育を組み込む意味がある。

高等学校では、上記に挙げたステューデントスキル教育に類する教育はほとんど行われていない。その結果、ヘイトスピーチや著作権無視の行為などがSNSなどのインターネット上で横行する事態に繋がっている。

STAP細胞事件に関しても、現在の大学生は実態をほとんど知らず、研究倫理に関する意識が極めて希薄である。その意味でもステューデントスキル教育は必須である。現場の先生方からも「1年生は思考が高校生のままで幼い。社会常識を教える必要がある。」との意見が寄せられている。

「文科省が命令してきたから」、もしくは、「全国の大学で行っているから」という動機づけで、各種教育を大学教育に導入する事態は本末転倒ではあるものの、大学運営を考えた際、そのような行政指導を一切無視して教務運営を行う事は無理であろう。

全国の国公私立大学、特に、九州地区の国立大学におけるステューデントスキル教育の実態を調査した結果、10大学中9校の大学では既に実施されており、鹿児島大学は非常に遅れている実態が浮き彫りにされた。

以上挙げたことから、ステューデントスキル教育の導入が、鹿児島大学のステューデントスキルの観点から、早急な改善を要する事項であると認識されなければならないとの結論に達した。

Ⅶ. 鹿児島大学でステューデントスキル教育を導入するにあたっての授業内容の具体案を検討する

そこで、初年次WGでは、これら不足したステューデントスキルを学生達に身につけもらうために、初年次セミナーの7コマ分を用いて、「ステューデントスキル教育」として組み込む案を策定した。

現在の鹿児島大学の学生に何が不足しており、どのような分野を教授すべきなのか考慮した結果、下記のような各分野融合的な教授内容が立案された。各項目はそれぞれ独立した内容ではなく、互いに補完しあっている。

Ⅶ-1. 研究倫理教育

現在の大学では、領域横断的研究や、産学連携プロジェクトのような大学と社会のより一層のつながりが要求される研究が増えている。科学とローカルな社会を媒介する役割を担う可能性はすべての学生にあり、研究倫理の基本は、科学の専門家と地域市民の対話の可能性を開かれたものにするところにあることを確認する。

研究倫理は、必ずしも、規範通りに行えば事足りるというものではない。研究倫理上よくないと言われていることは、なぜよくないこととされているのか、一見悪いと思えないことがよくないと言われている理由は何か、明らかによくないことをなぜやってしまうのか、このような問題を、

様々な事例をとりあげながら学生自身に考えてもらうことで、科学研究上の問題だけにとどまらない現実の問題への対応力を鍛える。

具体的内容は次のとおりである。

1／研究倫理の必要性について、生命倫理学成立の背景の学習を通して検討する。現代的な観点からすると誰もが「ひどい」と思う医学実験が行われていたのは、実験を行っていた科学者個人の倫理観だけの問題ではないという点を学生に意識させた上で、専門家としての責任感を麻痺させるものは何かについて議論する。研究倫理の必要性和科学に携わるものの責任について学生が自らの言葉で説明できるようになることを目的とする。

2／研究不正に関して、STAP細胞事件などいくつかの研究不正の具体例を挙げながら、研究不正が生じる背景を、個人レベル、組織レベル、社会システムレベルに分けて検討する。

3／研究倫理のグレーゾーンに遭遇したときに活用できる倫理テストを紹介する。さらに科学研究にとどまらない倫理テストの活用の仕方を議論し、倫理的問題に対する対応力を鍛える。

2と3では、研究不正が身近な問題であることを学生が自覚した上で、実際の場面で、倫理的に適切な行動をイメージして判断することができるようになることを目的とする。

VII-2. キャリア教育・シティズンシップ教育・租税教育

高等教育において、キャリア教育とは就活支援を意味するなどという狭い認識は通用しなくなった。近年では、キャリア教育とは雇用される力（Employability）とシティズンシップ（社会共同性）の育成を両輪とするという見方も有力である。すなわち、キャリア教育や租税教育そしてシティズンシップ教育をプリミティブながら連関させて学ぶことは、それら三領域をより深く、かつ立体的に学ばせることが可能である点において積極的な意義を有するのである。キャリア教育は、しばしば「社会的職業的自立」を発達させる教育と規定されるが、従来型のキャリア教育は「職業的」自立を目指すものの、「社会的」教育は脆弱である場合が少なくない。ところが上記の三領域を密接に連関させて学ばば、必然的に個人的独立が社会的構成に繋がることを認識せざるを得ない。換言すれば、キャリア教育において脆弱とされる「社会的」教育は、シティズンシップ教育や租税教育によって補強され、同時にポリティカルリテラシーや財政入門が個人的なキャリアと結び付けられる点において、従来個別に実施されていたシティズンシップ教育や租税教育よりも学生の興味関心と呼ぶことになるのである。以上のように、鹿児島大学におけるキャリア教育・シティズンシップ教育・租税教育は3つの領域を連関させて教育する点に大きな特徴がある。

VII-3. 人権教育・著作権教育・消費者教育・ワークルール教育

VII-3-(1) 人権教育

人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年（2000年）に制定され、その第7条に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されている（平成14年3月策定、平成23年4月変更）。また、平成28年（2016年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定され、総合的な人権教育の推進は国を挙げての重要課題となっている。

法務省の統計（「平成30年における『人権侵犯事件』の状況について」）によれば、人権侵犯事件の実態は引き続き深刻なものとなっている。特に、インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が過去2番目に多い件数を記録したことや、セクシュアル・ハラスメントに関する事案が対前年比で35.3パーセント増加していることなど、若年層を主要なターゲットの一つとする事件は依然深刻である。

人権侵害については、本学学生が加害から身を守り自らの人権を擁護・回復するための力量を

つけることができるように教育し、万一被害が発生した場合には大学として適切な支援を十分に行うことが重要である。

それと同時に、本学学生が人権侵害の加害者となる場合をも想定しておかなければならない。特に、インターネットなどを通じて簡易に情報発信を行うことが可能となった現在、インターネットでの人権侵害に及ぶような学生による発言は、他大学などの例をみても、行われる可能性が高いと言えよう。

また、学内外において本学学生による人権侵害（ヘイトスピーチなどの差別発言や性別・障害の有無などを取り上げた人権侵害など）が起きる可能性もある（一橋大学法科大学院での院生によるアウトティング事件とそれに伴う被害者の自殺は記憶に新しい）。

このように、本学学生が加害者となるような事例があった場合には、本学の教育内容・方法自体が社会的な指弾を受け、本学の教育機関・研究機関としての信頼を失う危険性をも想定される。これらの点に鑑みれば、本学に在学するすべての学生に対して適切な人権教育をおこなうことは、本学が社会によって課された重要な責任ということになる。

Ⅶ-3-(2) 著作権教育

著作権教育については、著作権法が平成30（2018）年に改正されたことを受け、特に大学との関係で言えば、①大学の教育課程において教員が著作物を利用する場合のみでなく、②アクティブラーニングの進展によって学生が既存の著作物を用いて研究・発表などを行うこととの関連も考慮に入れなければならない。これまでの大学教育においても、先行研究の引用などといった既存の著作物の活用は初年次セミナーにおいて一定の教育はおこなわれている。

しかしながら、アクティブラーニングがこれまで以上に普及・発展していくに従い、例えば学生による研究成果を動画にしてインターネットで学内外に公開するなど、著作権に留意をした教育活動がよりいっそう求められることは想像に難くない。

この場合、論文・レポート執筆の際に行われる文字情報の引用のみでなく、画像・動画・音声・音楽などの著作物を活用することが想定される。

この点からして、本学学生すべてに対して多角的かつ有効な著作権教育をおこなうことが求められている。

Ⅶ-3-(3) 消費者教育

消費者教育については、「消費者教育の推進に関する法律」が平成24（2012）年に制定され、第12条で大学における消費者教育の推進が定められている。

また、法の制定を受け、平成25年（2013年）6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されている。加えて、平成30年（2018年）2月には「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」が若年者への消費者教育の推進に関する4省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）関係局長連絡会議にて決定されており、2018年度から2020年度の3年間は集中強化期間とされている。

ここでも大学等に対して、消費生活センターと連携した消費者被害防止教育や金融知識の普及などを推進することが定められている。

若年層は、高年齢層と並んで消費者被害を受けやすい。例えばインターネット（とりわけSNS）関連の消費者相談は増加している（平成30年版消費者白書によれば、消費者相談全体のうち20歳未満と20歳代からの相談は合わせて全体の36.5パーセント）。

鹿児島県内における消費者相談についても、例えば、仮想通貨（インターネットを通じた電子的な取引）についての相談件数が平成29年から平成30年にかけて75パーセント増、情報商材につ

いての相談件数が37.5パーセント増となるなど、若年層を主要なターゲットのひとつとするものが増えていることがうかがえる。

本学ではこれまで、教養教育科目において「消費者教育」（平成30年度まで）と「市民として生きる知恵」（令和元年度）を開講してきており、理論と実態の双方を含めた総合的な教育がおこなわれてきた。

しかしながら本科目は選択科目であって受講者数が多くなく、本学学生全体の消費者としての知識・技能や判断力などを涵養するためには体制として不備があった。

また、教育学部では専門教育の一環として消費者教育がおこなわれているが（石橋愛架准教授など）、このような先進的な取り組みについても、全学の学生がそれに触れる機会は多くない。

以上の点から、これまで本学において実行されてきた消費者教育の成果を全学生対象の初年次セミナーⅡのステューデントスキル教育で活用し、消費者教育の一段の推進を図ることで、大きな成果が得られるものと思われる。

Ⅶ-3-(4) ワークルール教育

現在、多くの学生がアルバイトをせざるを得ない（あるいは、アルバイト時間を増やさざるを得ない）状況に置かれている。

一方で、アルバイトを含む非正規労働においては、労働条件の文書での説明がない、労働契約が文書で締結されないなど、違法不当な慣行がいまも残っている。その他、営業上のノルマなど、学業に悪影響を与えるような労働実態もある。

また、学生の卒業後の労働条件も、過労死・過労自殺・パワハラが多発などその実態は極めて過酷である。このような現状において、人間らしい労働と生活を実現するためには、労働法に関する基礎的な知識とそれを活用するための技能が求められる。

このような状況に鑑みて、日本労働弁護団と日本弁護士連合会は、2013年10月と2017年2月にそれぞれ、「ワークルール教育推進法（仮称）の制定を求める意見書」を公表し、国会でもワークルール教育の推進に関する法律について議論が行われてきている。

ワークルール教育は、学生が被雇用者となって労働する場合に自らの権利を保持していくために必要不可欠であると同時に、卒業後においても職場において労働関係法令を遵守することは当然のこととして求められる。そのような際に、労働に関する法令の基礎的な知識を持っていることは不可欠である。

長崎大学では、連合長崎が提供するワークルール教育の科目が開講されている。鹿児島大学でワークルール教育を実践する場合に、弁護士・弁護士会の協力が得られる見込みである。

Ⅷ. スチューデントスキル教育を全学必修化するための各種交渉を行う

ステューデントスキル教育の全学必修化を完了させるには、各学部の実情を内々に得ておく必要があるであろうと予測した。ステューデントスキル教育を組み込む予定の初年次セミナーは、共通教育センター所管の授業科目であり、手続き的には、各学部の承認を得る必要はない。しかしながら、共通教育課程における共通教育科目は、すべての学部の1年次2年次の学生が受講する授業科目でもある。過去に、「異文化理解」や「情報活用」のような新たな科目を全学必修として、共通教育課程に導入した際、各学部の調整に手間取り、導入までに数年を要してしまった、という先例があった。また、「初年次セミナー」自体も全学必修科目として導入するにあたって、前々理事の時代に2年間かけても、立ち上げる事が出来ず、前理事の時代に2年間かけてようやく導入できたという先例があった。過去の経緯を検証した結果、これらの科目導入に時間がかかってしまった原因は、各学部に対して事前に詳細な説明を行わず、各学部の内部事情をあまり考慮せ

ず、各学部からの意見を反映させずに、全学必修科目の導入を強行したためであることがはっきりしてきた。その結果、各学部からの不必要な反発を招き、共通教育センターの行う教育プログラム自体に対する不信感を惹起してしまったのであろうと推察することが出来た。このため、新たな教育分野であるステューデントスキル教育の導入に関しては、事前に講義内容の情報を各学部へ通知し、十分な理解を得ておく必要があると判断した。これらの観点から、各学部の教務委員長に直接面談し、状況を説明し、原案を認識して頂く交渉を行った。2019年7月までに、医学部と獣医学部に関しては、e-mailによるやりとりで、他の各学部に対しては、学部教務委員長との直接面談を完了させ、ステューデントスキル教育の内容と全学必修化の計画に関し説明し、理解を求めた。その結果、複数の学部から異論が出されたが、丁寧な説明の結果、提示した計画案に対する大きな反対論は無くなった。したがって、ステューデントスキル教育の全学必修化は、可能であろうとの結論に至った。

また、ステューデントスキル教育は、それぞれの分野の専門知識を持っておられる先生方の協力が必須である。このため、倫理教育、キャリア教育関連や法務関連の専門分野の先生方とも授業提供に関する交渉を行い、快諾を得ることが出来た。

IX. 初年次 WG に新規メンバーを迎えステューデントスキル教育実施の具体案を策定する

共通教育センター長による諮問委員会である初年次 WG は2019年4月の発足以来、ステューデントスキル教育の導入問題も含め、毎月2回程度の検討会を開催していた。10月になって、言語・国語学や哲学・倫理学の専門家の新任2名の先生方を共通教育センターに迎えることができた。これらの先生方には初年次 WG に参加していただき、専門家の観点からのアドバイスを仰ぐことになった。また、法務分野の専門家の先生、および、全学初年次セミナー分科会（2019年度で廃止が決まっていた）の座長をされている先生にも参加をお願いし、初年次 WG 内でのステューデントスキル教育導入を検討する体制を強化した。

初年次 WG 内では、引き続き、月2回程度の定例会を開催し、ステューデントスキル教育を初年次セミナーに組み込む原案の検討を行った。

X. 理工学研究科改組に伴うステューデントスキル教育導入の一時断念と作業の再開

2019年10月、2020年度から理工学研究科・理学部・工学部が2020年度から改組されるのに伴い、理学部・工学部両学部の初年次教育の内容が改組計画書に組み込まれていることが判明した。2020年度の改組初年度は、文科省に提出された改組計画書の通りに授業計画を進めなければならないが、理工学研究科の関係者からは、「共通教育課程も含めて大幅な修正は認められない」という事情も伝えられた。

このため、当該部局の改組計画書中の共通教育に関する箇所を入手して検討したところ、ステューデントスキル教育を組み込む予定であった「初年次セミナー」は、その講義内容が既にかなり詳細に記述されており、その大枠を動かす上での障害となっていることが解った。

理工学研究科の担当者に照会したところ、「2020年度は授業内容の大幅な変更は無理」という回答を得たため、「初年次セミナー」にステューデントスキル教育を組み込む改革案は2021年度に先送りするよりほかはない、との判断を行うに至った。

しかしながら、工学部教務委員長と相談の際に、「ステューデントスキル教育の導入は、『初年次セミナー』の一部修正であって、大枠の変更ではない」という当 WG の見解をお伝えしたところ、工学部の執行部会議においてお諮りいただけることになった。その結果、「ステューデントスキル教育の導入は、工学部としても歓迎であり、『初年次セミナー』の大枠変更ではなく、一部修正であるとする事で可能であろう」との見解を頂いた。この結論を受け、ステューデントスキル

教育の全学必修化に向けた作業を再開、すなわち具体案の策定を開始した。なお、再開にあたって、当 WG に上記新規メンバーを迎えた。

ちなみに、上述の3部局との交渉のための中断期間は10月後半の約半月間におよんだ。

XI. 2020年度からステューデントスキル教育を初年次セミナーに組み込み全学必修化することが決定する

ステューデントスキル教育を初年次セミナーに組み込み、全学必修化するためには、各種の委員会や会議の承認手続きが必須事項である。ステューデントスキル教育の全学必修化の原案を提案しなければならない会議や委員会が総計10個程度も存在した。いくつかの会議は省略できたが、初年次教養科目分科会、共通教育センター初年次教養部門会議、共通教育センター企画会議、共通教育センター運営委員会、共通教育機構企画会議、総合教育機構運営会議、全学共通教育委員会、全学教務委員会、等々の会議において、2020年2月までの間、原案を承認していただく手続きを順番に踏んだ。これらの会議を無事に通すことが出来たのもひとえに、会議運営をサポートして下さった事務方の多大な労力による事は言うまでもない。その後、大学執行部の研究教育評議会の承認を経て、学長決裁を得て、鹿児島大学の機関決定を得ることができた。

XII. 2020年度からのステューデントスキル教育の実施計画案

当初の計画では、現在、前期（15コマ2単位）・後期（15コマ2単位）の Semester 制となっている初年次セミナーを4半期ごとに4分割するクォーター制に改め、1年次最初の第一4半期（7コマ）にステューデントスキル教育を充てる案を模索していた。しかしながら、受講申請や成績取りまとめを行っているコンピュータ・プログラムがクォーター制に対応しておらず、修正には費用と時間がかかることが解った。このため、前期・後期をコマ数で4分割し、擬似的なクォーター制に初年次セミナーを組み直してみる作業に着手した。

現在の共通教育課程の初年次セミナーは、1年次の前期・後期の1年間通して行われる授業プログラムとなっている。ステューデントスキル教育は、大学生活が始まったばかりの1年次前期の最初の時期に行うのが最も好ましいとの結論になった。しかし、その計画を立案した2019年11月時点で実際の授業が始まるまでに半年を切っており、具体的な教材作成には時間不足であった。このため、ステューデントスキル教育を導入する最初の年である2020年度は、後期の後半にステューデントスキル教育を開講する臨時措置とし、教材開発のための時間かせぎをすることになった。

前半で述べたように、ステューデントスキル教育の教育分野は非常に多岐にわたる。これらすべての分野を教授するように要請されている訳ではない。他大学の事例を参照しても、分野を取捨選択してステューデントスキル教育の必修化を行っている。このため、鹿児島大学の共通教育課程でも、依存症対策教育のような必修科目として既に行われている分野を除外し、教授すべきステューデントスキル教育の教育分野を取捨選択する作業を行った。その結果、おおまかに分けて、下記の3分野を選定した。1. 研究倫理教育等の倫理分野、2. キャリア教育・租税教育・主権者教育等の市民教育分野、3. 人権教育・著作権教育・消費者教育・ワークルール教育等の法務関連分野。

2020年度から導入するステューデントスキル教育は、3分野を各2コマ、計6コマを初年次セミナーに組み込んで行うこととなった。2020年度のステューデントスキル教育を組み込んだ「初年次セミナーII」のシラバス案は、下記の表1のようになった。このシラバスは、2020年度当初の4月段階で、受講生向けの電子システム上で公開した。

表1 2020年度共通教育課程1年次後期の初年次セミナーIIの当初のシラバス案。

括弧【 】の中の※章は教科書の各章の番号に対応している。

- 第1回 【第1部第1章】 大学で学ぶ意義と授業の受け方。テーマ決める。
- 第2回 【第2部第10,11,15章】 プレゼンテーションの構成を理解し、適切な資料を作る。
- 第3回 【第2部第16,17章】 プレゼンテーションにふさわしい振る舞い・話し方を学ぶ。
- 第4回 【第2部第18章】 質疑応答を効果的に行う。
- 第5回 グループ・プレゼンテーション (1)
- 第6回 グループ・プレゼンテーション (2)
- 第7回 【第2部第19章】 プレゼンテーションを振り返り、改善を図る。
- 第8回 スチューデントスキル教育とは? : 授業で学び考える内容の紹介。研究生活・市民生活を営む上で常識。
- 第9回 科学と倫理 (1) : 倫理的に考えるとはどういうことか、科学と社会をつなぐもの
- 第10回 科学と倫理 (2) : 学術的文章の倫理、無意識の偏見。平等とは何か実力とは何か。
- 第11回 キャリア教育・租税教育・主権者教育 (1) : キャリア目標と大学生活の行動計画、シティズンシップ
- 第12回 キャリア教育・租税教育・主権者教育 (2) : 租税の意義と種類、財政民主主義
- 第13回 人権教育・著作権教育 : ヘイトスピーチ問題、人権の擁護、著作権の尊重など。
- 第14回 消費者教育・ワークルール教育 : 市民として生きる知恵
- 第15回 【第1部第14章】 授業全体を振り返り、今後の学習方針を立てる。

スチューデントスキル教育の内容の教材を作製する教員は、共通教育センター教員で充当する目処は立っていたが、全学の1学年全クラスに同一内容を教授するためには、担当の全教員にその教材を教授して頂くお願いをしなければならない。スチューデントスキル教育を担当する教員全員に、事前の研修等で、その内容を覚えて頂くのはとうてい不可能という結論になった。このため、下記に示すいくつかの手法が提案された。; (1) あらかじめ授業を動画録画しておき、DVD等で全クラスに配布して授業で上映してもらう、(2) 数クラスを統合し、200名前後の統一クラスを作り、スチューデントスキル教育の担当者が数回に分けて、全統一クラスで授業を行う、(3) 統一クラスを設けた上で、スチューデントスキル教育の授業担当者が授業を行うのは1クラスだけにし、他のクラスには音声映像の同時配信授業を行う、(4) あらかじめ、授業動画を作成しておき、YouTube等の動画配信サイトに限定公開状態で置いておき、授業で上映閲覧してもらう。; 以上の案には一長一短があるが、下記のような問題点が指摘された。(1) のDVD配布は、作製の手間と時間、および、DVDそのものの費用等に多額予算が発生する。(2) の統合クラスを担当教員が巡って授業を行う方法は、授業担当教員に多大な負担がかかる。(3) の大教室における統一クラスでの同時配信は、ハード面で上映できる大教室に限られる上に、操作出来る教員が少ないため、特定教員への負担が大きい。以上の検討の結果、スチューデントスキル教育は、(4) の、あらかじめ教材動画を作成し、YouTube等の動画配信サービスに限定公開で投稿し、授業で上映閲覧する手法を採用することになった。

XII. 新型コロナ・ウィルス症候群の世界的大流行に因る影響

2020年度の授業が開始とる直前の2020年3月下旬、中国武漢が起源となって、突如として発生した新型コロナ・ウィルス (Severe Acute Respiratory Syndrome CoronaVirus 2; 略称: SARS-CoV-2) に因る疾患 (COrona VIRus Disease 2019: 以下、COVID-19と略す) は、短期間で全世界に蔓延し、WHO (World Health Organization: 世界保健機関) がパンデミック状態 (世界的大

流行)を宣言するに至った。日本においては、後に行われた新型コロナ・ウィルスの遺伝子 RNA (Ribo-Nucleic Acid : リボ核酸) の塩基配列鑑定の結果、主に3月期間中の欧州旅行帰りの人々が持ち込んだ SARS-CoV-2 のイタリア変異型が起源となって大流行となったことが解明された。新年度になっても COVID-19 の流行は治まらず、政府により非常事態宣言が発令されるに至った。COVID-19 の大流行は、全国の大学において行われる授業にも多大な影響を与えた。感染リスクを避けるために、全国すべての大学においては、教室での対面型授業を断念し、インターネットを用いた遠隔授業が実施されることになった。鹿児島大学においても、ほとんどすべての授業が遠隔授業への切り替えとなった。遠隔授業への切り替えは、準備期間がほとんど無い短時間であったにも関わらず、全学教員の協力により、全国的に見ても極めて円滑に実施された。

ステューデントスキル教育を組み込む予定だった初年次セミナーも最初から遠隔授業が計画された。教材となる各コマはすべて遠隔授業となるため、あらかじめ教材動画を作成しておき、それらの動画を教材として活用してもらい、基本形は、同時配信双方向型の授業を実施して頂く計画を立てた。15回の授業コマのうち、初回と最終回を除く13回分の授業に関して、その内容の授業動画を作成することになった。各授業動画は、初年次 WG の構成教員等が中心となって分担制作を行った。制作した動画は「限定公開」で動画公開サービスサイトのあるユーチューブに投稿し、その Web アドレスを担当教員、および、受講学生に通知することによって、動画の閲覧を行ってもらった。担当教員の連携によって、2020年度前期に開講された初年次セミナー I はすべて遠隔型講義によって円滑に実施出来た。

全学必修化となったステューデントスキル教育の分野は、2020年度後期に開講される初年次セミナー II において教授予定となっている。前期の初年次セミナー I の経験を活かし、2020年度後期の初年次セミナー II も動画配信授業を中心に行われる予定となっている。一部、対面授業の実施も計画されていることから、グループ学習の時間を確保するために、2020年度後期の緊急措置として、ステューデントスキル教育の授業コマ数を減らす案が計画された(表2)。この案は、あらかじめ、全学部の教務委員長にもお知らせし、ご意見を伺った上で、実施案として確定した。その上で、共通教育運営委員会や全学共通教育委員会などの各種委員会で報告・了承をいただいた。

表2 2020年度共通教育課程1年次後期の初年次セミナー II の COVID-19 災禍に因る変更後のシラバス案
括弧の中※章は教科書の各章の番号に対応している。

- 1回目 大学で学ぶ意義と授業の受け方。話し合いを効果的に行う。(第1, 2章)
- 2回目 大学で学ぶ意義と授業の受け方。話し合いを効果的に行う。(第1, 2章)
- 3回目 大学生とキャリア・生活者に求められる知識(※)
- 4回目 科学と倫理: 科学と社会をつなぐもの、研究不正(※)
- 5回目 税とデモクラシー(※)
- 6回目 社会と倫理・人権・権利・市民としての責任(※)
- 7回目 プレゼンテーションの構成を学ぶ。(第15, 16, 17章)
- 8回目 プレゼンテーションを振り返り、改善を図る。(第19章)
- 9回目 中間プレゼンテーション
- 10回目 中間プレゼンテーション
- 11回目 プレゼンテーションの資料作成を学ぶ。(第15, 16, 17章)
- 12回目 プレゼンテーションにふさわしい振る舞い・話し方を学ぶ。(第16, 17章)
- 13回目 質疑応答を効果的に行う。(第18章)
- 14回目 グループ・プレゼンテーション(1)
- 15回目 グループ・プレゼンテーション(2)

() 内はテキストの該当章を示す。*は今年度からの内容のため、テキスト等は別途配布。

XV. 終わりに - 鹿児島大学におけるステューデントスキル教育導入の現状と今後の改善

以上のように、記録に残しておく意味と、今後の参考に資する目的で、鹿児島大学におけるステューデントスキル教育の導入の経過を述べてみた。ステューデントスキル教育の全学必修化は、計画立案が行われ、実施に移されるまで、2019年度の極めて短期間に完了することができた。これは、他大学と比較しても異例とみなすことが出来る。これは、ひとえに実施にあたって、一丸となって作業に当たった初年次 WG を中心とする教員の皆様方、および、具体的な事務作業を行ってくださった事務方の御努力に依っている。

他大学におけるステューデントスキル教育の導入の実態を詳細に比較検討してみると、他大学では、アンケートにおいて選択科目を羅列したり、他の全学必修科目の中の一部内容をステューデントスキル教育分野だとみなした部分が目立つ。実際に、ステューデントスキル教育を全学必修として、複数の分野で独立科目として実施している大学は、意外なことにむしろ少ないと言っても良い。鹿児島大学が共通教育課程において、1年次にステューデントスキル教育の多くの分野を必修化出来た事は、幸いだったと結論づけられる。

今後、鹿児島大学共通教育課程におけるステューデントスキル教育の実施形態は、対面型授業が再開された後も、専門教員に限られることから、教材として収録された動画を各クラスで用いることが中心になるであろう。2020年度後期の初年次セミナーⅡにおいては、あらかじめステューデントスキル教育に関する教材動画を学生に閲覧してきてもらい、実際の授業では、その内容に関する議論や討論を中心に据えた反転授業をモデル案として提供する事も計画し、実施された。

共通教育課程で必修化されたステューデントスキル教育は、専門学部や大学院でも必修化、もしくは、必修化が検討されている研究倫理等のステューデントスキル教育の実施に良い影響を与えられる。今回、共通教育課程に導入したステューデントスキル教育も更なる改善を目指して授業内容や方法の検討を行っていききたい。

参考文献

GISAIID (2020) Genomic epidemiology of hCoV-19.

<https://www.gisaid.org/epiflu-applications/next-hcov-19-app/>

伊藤奈賀子・森 裕生・藤内哲也・高丸理香・出口英樹・中島祥子・近藤和敬・坂巻祥孝・中里陽子・寺西光輝・小野智司・下木戸隆司・廣瀬真琴・宮原一哉・原 隆幸 (2016) 大学での学びをアクティブにするーアカデミック・スキル入門 [新版]. 有斐閣, 東京.

鹿児島大学 (2020a) 学生便覧.

鹿児島大学 (2020b) 国立大学法人鹿児島大学概要2020.

鹿児島大学共通教育センター (2020) 令和2年度入学生 共通教育履修案内.

国立大学教養教育実施組織会議 (2019a) 国立大学教養教育実施組織会議全体会議発表資料集.

国立大学教養教育実施組織会議 (2019b) 全国国立大学の焦点化教育取り組み状況.

全国12大学教養教育実施組織代表者会議 (2019) 第55回12大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会資料集.

九州地区国立大学教養教育実施組織代表者会議 (2019) 第48回九州地区国立大学教養教育実施組織代表者会議及び事務協議会資料集.

宮崎大学 (2019) 宮崎大学マガジン Vol.31.

宮崎大学 (2019) 令和元年度宮崎大学概要.

信州大学総合人間科学系 (2019) 信州大学総合人間科学系研究紹介2017-2018.

The Process that Made Student Skills Education a Mandatory Class at Kagoshima University in 2020

Mika Sakai, Chikayo Matoba, Kōtarō Kawabe, Kenkichi Nakasuji, Hiroshi Watanabe,
Ichirō Fujimura and Kiyonori Tomiyama*

*Corresponding author

The working group of the Startup seminar in the Institute for comprehensive education
Center for General Education, Institute for Comprehensive Education, Kagoshima University,
Korimo 1- 21-24, Kagoshima 890, Japan
e-mail: Tomiyama, Kiyonori k2490509@kadai.jp

Keywords: Mandatory subject, Liberal arts, Student skill education

“Student skills education” refers to programmatic education that allows students to acquire common sense as members of society. Japan's Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has made much of “student skills education” in elementary and high school. Now, social initiatives have vigorously called for Japan's universities to guarantee the quality of higher education. Diverse expectations in Japanese society position universities as “pawns of education” and committees of the Japanese government have reported some grand designs along those lines. One proposes student skills education as part : “a program that lets students acquire social common sense in the field at the urging of society”. The field encompasses a wide range of subjects, including “research ethics”, “career development”, “information security”, “consumer practices”, “fundamental human rights”, “intellectual property rights”, “sovereign education” and “land tax”. In particular, Japanese society needs to improve human rights education for the younger generation due to the rise of racism and hate speech against minority groups in Japan. At Kagoshima University, some student skills education had already commenced in various elective courses in 2019, along with education about information security, Internet ethics, and dependency (e.g., on drugs) taught in mandatory courses. Against that background, following a plan developed by the Institute for Comprehensive Education, student skills education became a required subject at Kagoshima University in 2020. Some important topics in student skills education include research ethics, career development (e.g. career education, citizenship education, and land tax education), and legal affairs (e.g., human rights education, copyright education, consumer education, and work rule education). Such student skills education has been incorporated in this mandatory startup seminar at Kagoshima University.